

令和8年10月1日から

建退共の制度が 一部かわります。

中小企業退職金共済法施行令の一部が改正され、令和8年10月1日から施行されることに伴い
建退共の制度が下記のとおり変更されます。

退職金の予定運用利回りの引き上げに伴い、退職金額が変わります。

1. 中小企業退職金共済法に基づき5年ごとに退職金額等の見直しを行うこととされており、見直しの結果、退職金の予定運用利回りが1.3%から**1.5%**に引き上げられます。
2. 令和3年10月1日以降の掛金納付があり、かつ退職金請求事由が令和8年10月1日以降の場合は、令和3年10月1日以降の掛金納付分についても1.5%の予定運用利回りが適用されます。
3. 令和8年10月1日以前に退職金請求事由が発生する方は従来どおり1.3%のままとなります。
4. 掛金日額は変わりませんので、現在の共済証紙(320円)を継続してご使用になれます。
5. 退職金ポイントも変わりません。

新退職金額早見表(掛金日額320円で計算、令和8年10月1日以降に加入した場合)

掛金納付年数(月数)	退職金額	掛金納付年数(月数)	退職金額
1年(12月)	24,192円	25年(300月)	2,543,856円
2年(24月)	161,280円	30年(360月)	3,148,656円
5年(60月)	415,296円	35年(420月)	3,783,024円
10年(120月)	903,168円	40年(480月)	4,449,648円
20年(240月)	1,978,032円	45年(540月)	5,164,656円

(注)1. この表は、日額320円から掛金納付を始めた人の場合で、証紙・ポイント252日分を1年と換算して計算した退職金の額です。

2. 改定後の退職金額は、請求事由発生年月日が令和8年10月1日以降となる方が対象となります。
3. 掛金納付月数が12月以上24月未満の場合、退職金額は掛金納付額の3～5割程度の額となります。
4. 遺族請求の場合、掛金納付月数が12月以上24月未満における退職金額は、掛金相当額となります。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 **建設業退職金共済事業本部**

お問い合わせ 建退共本部 TEL : 03-6731-2831 FAX : 03-6731-2895 / 各都道府県支部

建退共本部ホームページ

<https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>